

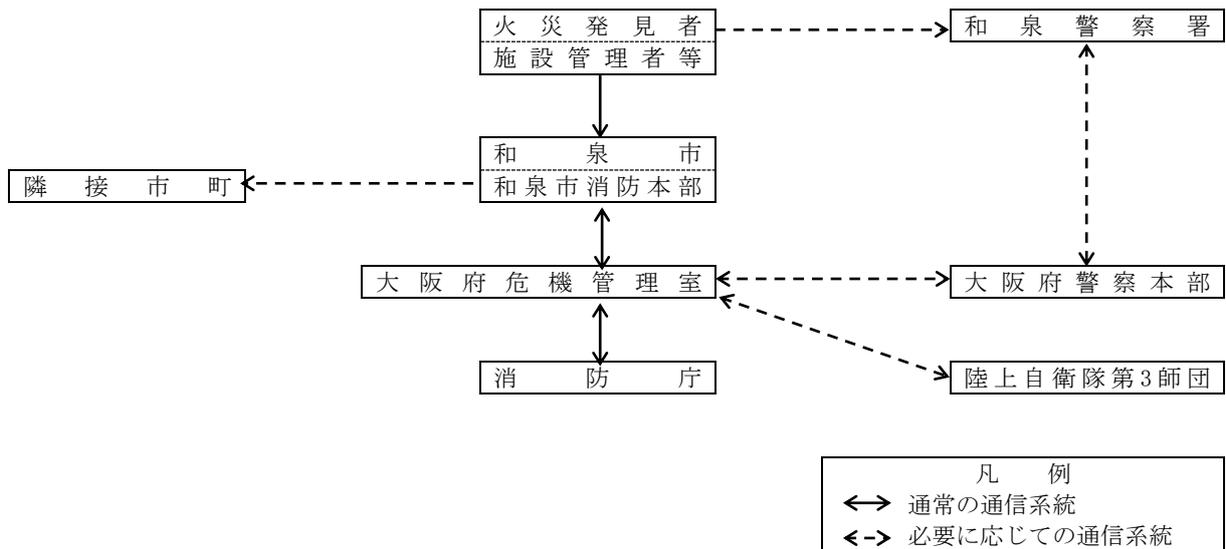
## 第4節 高層建築物、市街地災害応急対策

関係機関	公民協働推進室、消防本部、消防団、和泉警察署、大阪ガス(株)
------	--------------------------------

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施する。

### 第1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等は、次の通報系統により行う。



### 第2 火災の警戒

#### 1 火災気象通報

大阪管区気象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。

ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合には火災気象通報として通報しないことがある。

#### 2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

#### 3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、和泉市火災予防条例で定める火の使用の制限に従う。

#### 4 住民への周知

市は、市防災行政無線、メール、SNS、広報車等を利用し、又は状況に応じて消防団、町会・自治会などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

### 第3 市の措置

市は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。  
なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

#### 1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に必要な要員を配置するなど、和泉警察署等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

- (5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

- (6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、または、大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社等の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

#### 2 火災等

消防本部及び消防団は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 水損防止対策

#### 3 広域応援体制

市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町、府などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。

### 第4 和泉警察署

和泉警察署は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

#### 1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

#### 2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と消防本部、医療機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

#### 3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

関係機関との密接な連携の下、市が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第5 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

1 緊急の場合には、ガスの供給を停止する。

2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、消防機関の現場最高指揮者に連絡の上、行う。

第6 高層建築物の管理者等

1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、消防本部へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。

3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。